

有資格者等の割合の参考計算書

事業所名
事業所番号
サービス種類

1. 割合を計算する職員
介護福祉士
2. 有資格者等の割合の算定期間
前年度(3月を除く)
実績月数

Table with columns for month, staff type, and calculation methods 1-4. Includes a summary row for the average ratio.

Summary table with columns for '分子' (Numerator) and '分母' (Denominator) for the ratio calculation.

Table for calculation based on the 3 months before the reporting month. Includes columns for month, staff type, and calculation methods 1-4.

備考

本計算書は、有資格者等の割合が要件となっている加算の届出を行う際に、事業所・施設において使用している勤務表等を自治体へ提出する場合の参考資料としてご活用ください。

また、自治体が定める「(別紙7)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」を作成して提出する場合も、本計算書の添付は不要です。

- 「1. 割合を計算する職員」は、本計算書で計算する有資格者等の職種を選択してください。
- 「2. 有資格者等の割合の算定期間」は、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始した、または再開した事業所)については、届出日の属する月の前3月について計算します。それ以外は前年度(3月を除く)の平均を用いて計算しますので、該当の期間を選択し、実績月数を記入してください。

- 「3. 労働換算方法による計算」
労働換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務経時間数を当該事業所において従業者が勤務すべき時間数で除することにより、従業者の従業者の員数に換算する方法」であるため、非常勤の従業者については労働換算方法によらず、実人数で計算します。労働で業務に従業者については、実際に応じて以下の①・②に実人数または勤務経時間数を記入してください。

- ①当該事業所または施設において労働の職員が勤務すべき一か月の時間数を記入してください。
②当該事業所または施設における、労働換算方法の対象である非常勤の職員の人数を記入してください。
(労働・専任の職員、当該事業所または施設で他の職種を兼務している非常勤の職員)
③労働の職員のうち、併設事業所等の他の職種を兼務しており、1人と計算するものが該当しない職員の数を入力してください。
④非常勤の職員の数を入力してください。

※「労働・非常勤」の区分について
労働とは、当該事業所または施設における勤務時間が、当該事業所または施設において定められている非常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していることをいいます。雇用の形態は考慮しません。例として、労働者は週に40時間勤務することとした事業所であれば、法定時間外であっても、週40時間勤務する従業者は労働者となります。
※従業者が育児・介護休業法による短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、労働換算方法での計算にあたり、労働の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1(労働)として取り扱うことが可能です。
この場合、「②労働換算方法の対象外である非常勤の職員数」の欄に1(人)として記入してください。
※併設事業所等で、届出日の属する月の前3月により計算する場合は、該当する月に人数・勤務経時間数等を記入してください。
その他、各加算における規定は各サービスの告示等をご確認ください。